

現業評議会ニュース

こだま

発行・自治労連千葉県本部現業評議会
千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター内
TEL 043-227-9393 FAX 043-227-6060
mail:union@jichiroenchiba.jp
URL http://www.jichiroenchiba.jp/
責任者・椎名 幸一 編集長・早川 尚吾



現業・清掃分科会

清掃の委託の問題と直営の意義

椎名県現評議長（写真右上）のあいさつ



第33回千葉県地方自治研究集会

直営の必要性を具体的に提示しよう

6月22日、第33回千葉県地方自治研究集会が開かれました。「清掃事業の委託の問題と直営の意義」をテーマに開かれた午後の現業分科会には、9単組18人が参加しました。

講演

清掃事業の公共性と委託の問題点・直営の可能性

西村さん：名古屋市職労

はじめに名古屋市職労の西村さんが「清掃事業の公共性と委託の問題点・直営の可能性」と題し講演しました。

時代に合わせ発展してきた清掃事業

まず清掃をめぐる制度の歴史を概括。伝染病を媒介するネズミ、



西村 さん

蚊、ハエが問題となり1900（明治23）年に公衆衛生の向上のために「汚物掃除法」が制定され、ごみ収集・処分が市町村の義務と位置づけられました。戦後は都市化によるごみ問題の発生を受け1954（昭和34）年に「清掃法」が制定され、国・県・市町村・住民の役割分担と連携などの制度的枠組みが整備されました。高度成長期には公害が発生し住民への健康被害が生じたため、1970（昭和50）年に清掃法を全面改定した

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（**廃棄物処理法**）が制定され、産業廃棄物を含めた廃棄物全体の処理責任や処理基準が明確化され、廃棄物処理の体制が整えられました。2000年には温暖化など環境問題への意識の高まりを背景に**循環型社会形成推進基本法**が整備されました。

清掃事業の公共性

清掃事業は、個人では対応不能で社会全体として対応しなければならぬ課題です。経費を社会的に負担し平等にごみを出す権利を保障する必要があります。そうでなければ、ごみが出せるかは金次第になってしまいます。また近年増えている災害に対し、直営がなければ自治体間の応援体制が取れなくなります。

委託の問題点

委託化は、コスト比較先行で進められてきており、失うものが見え過ぎてきました。●現場のノウハウがなくなり、業者の仕事の

評価ができなくなる。業者の急な撤退等に対応できなくなる。委託費が高くなっても業者の言いなり。●業者の労働者は賃金が低くワーキングプアを生み出すだけでなく、離職率が高いために現場の経験の蓄積ができない。業者切り替えでは経験の蓄積がリセットされる。●非常時に緊急対応できない。仮にできても、事前特別契約で法外の料金が発生することになる。といったマイナスがあります。トータルで見ると委託は安いとは限らず、清掃事業の公共性を考えれば安易なコスト比較で委託を選択してしまふことなどあつてはならないのです。

収集直営50%維持 攻めの提案

名古屋市中では、規模が大きいため採用は毎年あり昨年度は14人採用されていますが、退職者の半分程しか採用はされていません。というのも、直営／委託の比率5対5という約束のもと、そこまで10年かけて減らしていくという計画になっているからです。この割合は、委託に歯止めをかけ直営を残すための現場からの提案で実現したもので、委託と直営の担当エリアは5年ごとに入れ替え、直営がすべてのエリアを把握できるように仕組みにしています。

記念講演

人口減少社会での地域づくり・発展方向を考える 講師 中山 徹さん：奈良女子大学教授

「圏域単位の行政」への再編に抵抗するために

政府は、人口減少でも首都圏が国際競争に勝てるように、地域やコミュニティを作り変えようとしている。地方再編は、人口減少に対応してまちを物理的に縮小するハード面と、「圏域」を軸にした自治体間連携というソフト面がある。

総務省の研究会報告「自治体戦略2040構想」や他の研究会、



中山 徹さん

地方制度調査会での議論では、自治体の役割を直接のサービス提供者（サービスプロバイダー）から、基準作り・交付金などの交付・さまざまなチェックなどの役割に限定・縮小

すること（フルセット自治体からの「脱却」）が狙われている。連携に伴って住民に必要なものを削り落とし、もうかる業務は自治体行政の標準化を進め民間へ丸投げ、もうからない業務はコミュニティへ丸投げとなり行政責任は後退する。連携は、水平方向の連携に加え、圏域で補

えない小規模な自治体は、日常生活圏（小学校区）の社会的インフラ整備は欠かせない。日常的な医療・福祉・教育施設とサービス（教育施設とサービス）の充実が重点的に予算を配分し循環型地域経済を確立すること。行政とコミュニティ

この直営の可能性を明確にして政策として住民に訴え、必要性を感じてもらふ必要があるのです。

直営の良さ

直営の良さは、公務員としての信頼、事業の継続性による経験の蓄積、自治体他部門との連携、非常時対応、ごみ減量への積極的な姿勢、委託業務の評価能力に見出すことができます。

災害発生後3日で 収集再開で試算

直営は地域情報を日々蓄積しています。この知識と経験を活かして災害時には発生3日後にはごみ収集を再開できるような具体的に試算し最低限必要な人員体制を考えています。昨年の豪雨災害にも名古屋から被災地にチームを派遣し災害時のごみ収集のノウハウも蓄積しています。

報告

安房ごみ研究会でのとりくみ

青木さん：鋸南衛労

住民と連携して
各自治体へ要請

安房ごみ研究会での活動の報告として、鋸南衛労の青木さんが発言しました。

「安房ごみ研究会」は、環境問題に関心を持つ市民団体や自治体議員、自治体現業労働組合が参加して安房地域のごみ問題を考える市民団体です。

これまでシンポジウム2回、学習会を2回開催し、安房広域のごみ処理の在り方や各地でのごみ減量のとりくみについて学んできました。また、新聞折り込みチラシやブログで住民に発信するという活動もしている。

基本的には月1の定例会で情報交換しながら、各自治体議会等での質問、担当課への要請を行っています。

上総・安房7自治体
超広域ごみ処理へ

安房のごみ処理は、鋸南町、鴨川市、南房総市の2市1町でまるごと上総4市（袖ヶ浦



青木 さん

報告

なんでもできる現業職をめざす
早川さん：八千代市職労

施設修繕・道路補修
樹木剪定・・・

現在清掃センターにいますが、他課在籍時に身につけた様々な技術を生かして施設修繕などを空いた時間にやっている。

樹木の剪定、水飲み場の修理、草刈、遊具の修理・溶接・塗装、スズメバチの巣の駆除、トイレの詰まり修理、道路補修、U字溝修理などなど、他課から直接依頼が舞い込むようになっていて。

中学校の先生が樹木剪定した枝を持ち込んでくることに気が付き、こちらから学校に回収しに行くことを提案して実施し喜ばれている。そうやって仕事を増やし、他の現業職員に技術を伝え、なんでもできる現業職集団

討論

各単組の状況を出し合いながら
直営の意義を話し合う

戻すのは無理な状況です。ただし、中間貯蔵施設はどうするか、各地での収集はどうするのか、いまいる職員はどうなるのかなどについてはまだまだわからないところがあります。少なくとも収集の直営を残し災害時対応や福祉収集を行うことを目指しているが、住民たちにどう状況を知らせていくのが課題です。

となることを目指している。

勝浦：行革大綱に現業職員を採用しない方針が示されており、退職があると委託がある。

館山：館山市内で安房広域でやっている粗大処理について、現在の施設での広域処理は終了し施設を館山で引き取るかどうか判断が迫られている状況。おそらく館山単独でやるしかないと思うのであれば様々な規約の改定などが必要になる。施設継続で直営維持となれば人員採用が必要となる。採用への流れはある。

野田：清掃工場と収集は4コース直営でやっている。採用がなく委託が進む。若い正規を採用してほしいが、フルタイム再任用は委託よりも安く、直営を守ることからフルタイム再任用を認め、何とか委託を阻止している状態。

船橋：船橋では清掃は一定割合残すと当局が回答している。災害時等の対応を考えたこと。福祉収集は2018年本格実施で、180数件を週1で回る。そ大以外全種のごみ。住民から感謝されており、信頼できる第3者・公務員という信頼がある。住民同士の互助による高齢者のごみ出し支援はな

かな機能しないのではないか。八千代：付加価値をつけていかないと生き残れない。賃金以上に働かない職員は必要ない。

県職労：19年ぶりの畜産技術員の採用があった。嘱託が増えるなかで事故も発生し、工数の明確化、仕事内容の把握をして、難易度の内容を担当課や関連部署に対して理解してもらうことを続けてきた中での採用実現。

〈まとめ〉

仕事の専門性を高め、仕事内容とその価値を当局や住民へわかりやすく説明していく必要がある。また、名古屋、船橋などに学ぶならば、直営を維持する割合について協約を結ぶという方向がある。

残す割合の根拠は、災害時対応×福祉収集×ごみ減量（委託評価等含む）活動における推計必要人員数。

各自治体の防災計画などを参考に課題ごとの様々なパターンを想定し、それぞれで住民の安心安全を守る最低ラインを設定した上で、そのラインを確保するための人員体制を推計して直営現業職員の絶対必要数として提案できれば良い。

～たたかいは学習からはじまる～

現業の本棚

夏休みの宿題は早く片付ける派？それとも夏休み終わってから派？どちらの読者にとっても面白くて役立つ本を紹介します！

夏休み課題図書

激動の県本部の
70年をふりかえる

2018年6月は、1948年の自治労連千葉県連結成から数えて70周年に当たります。この度、ついに『自治労連千葉70年史』が完成したのでご紹介します。

内容を一言で表現すると「激動」です。今では考えられないような混乱の中での闘いに次ぐ闘いが県本部と単組の歴史です。1980年代には、第二次臨調からの行革による給食・保育・清掃をターゲットにした民営化の嵐が吹き荒れました。国や自治体当局を相手にした闘いと同時にこの時期には自治体職員組合の全国組織の分裂再編を経験しました。

現在、自治労連千葉県本部に結集する仲間が、自治労が連合に合流していくなかで「統一労組懇」に結集しました。「特定政党支持」ではなく、思想信条の自由を保障し「要求

求で団結すること、そして「住民の幸福なくして自治体職員の幸福はない」という基本方針を大事にしたからです。

1990年代は、「行革」の進化版「構造改革」の時代でした。民間との事業コスト比較を根拠に民間委託攻撃が仕掛けられました。2000年代の小泉「構造改革」ではさらに、現業職員賃金を公表させ民間賃金との比較による攻撃が強められました。

現業職員は、非現業職員とは異なり、当局と交渉し、労働協約を結ぶ権利を持ちます。当局が交渉に応じない場合や一方的な不利益変更を強行するなど場合には不当労働行為として労働委員会に訴えることができます。

現業を先陣に
権利拡充賃金改善

1990年代以降だけでも地方労働委員会に船橋市職労（勤務時間延長の一方的不利益変更問題）、松戸現業

労組（北山会館の委託問題）、茂原給食公社労組（公社民営化問題）が訴えています。

それぞれ、団体交渉権の確立、不当労働行為の認定と懲戒処分、撤回、公社労働者に対し公社のみならず自治体・教育委員会に使用者責任があるとの認定を勝ち取っています。交渉の席につかせ対等な労使交渉を維持するのは、現業のこの権利なのです。

組合の歴史は
思いの連なり

読んでみると、数々の闘いの中で団結が強まり組合が成長し、思いが連なって労働組合の歴史が続いてきたのだということに気づかれます。

急に展望が開けたりやる気が湧き出してくるわけではありませんが、自分の中にじっとり力をためるような読書経験となるのかもしれない。現業関連部分、所属単組に関連する部分だけでも目を通してみてください。



各単組に一定数配布しています。入手したい場合は県本部まで（TEL：043-227-9393）お問合せください。